

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 4 2 2

2022年(令和4年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

「第34回大阪経済商工連合会総会」開催される

令和3年度事業報告

令和3年6月4日(金)
「第33回大阪経済商工連合会総会」開催(大商連事務所)

令和3年7月16日(金)
近畿ブロック・近畿経済商工連合会理事会を京都ホテルオークラに於いて開催が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

令和3年2月4日(金)
「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和3年度研修大会」が大阪キャッスルホテルに於いて、新型コロナウイルス感染症対策のため各県本部代表者3名で三密を避け開催。その後、近畿各局に対する要請行動は、代表者が要望書を提出。

令和4年2月15日(火)～
大阪経済商工連合会確定申告相談実施。

令和4年2月16日(水)
京都府本部八幡市にて開催の確定申告相談会に1名参加。

令和4年3月31日(木)
収支報告書を作成。

令和4年事業方針

1. 近畿経済商工連合会と協力し、国税局・大阪府・各市町村に同対審答申の精神の徹底を求めていく。
1. 各商工会事務局で地区、地域住民の経営相談にのれる様、事務局学習会・交流会を進めていく。
1. 会員の拡大強化を進めていく。
1. 計算事務センターの強化を推進していく。

令和4年4月8日(金)大阪経済商工連合会総会並びに大阪府本部理事会を大阪経済商工連合会事務局に於いて開催しました。

総会開催に先立ち畑中理事長より「コロナウイルス感染症拡大の中、経営状態が厳しい会員の皆様との相談には真摯に向き合っていたが、過度な甘言はしないで誠心誠意対応して頂きたい。この厳しい状況を乗り越えたい。この厳しい状況でも頑張りましょう。」と話されました。

議案は、すべて可決され閉会しました。



2022(令和4)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

1 松井一郎市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

同和問題(部落差別)に関して、差別投書やインターネット上での差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民意識調査の結果を見ても、結婚や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っていることは認識しています。

国においては、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、本市においても、インターネット上の書き込みによる差別事象について大阪法務局に対して削除要請を行うなど、粘り強く適切に対応していくとともに、今後とも、法律の趣旨を踏まえ、同和問題(部落差別)の一日も早い解決をめざし、取り組んでまいります。

また、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。

今後も引き続き、国や大阪府と連携しながら、さまざまな人権課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2-(1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」[大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～]に基づき、さまざまな取組みを進めているところです。

平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」が施行されており、本市としましては、引き続き国や大阪府と連携しながら、同和問題(部落差別)の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2-(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」[大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～]に基づき、さまざまな取組みを進めています。

国に対しては、法務省に「人権救済等に関する法制度の確立について」として、「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会等と連携して行っています。

2-(3) 令和2年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育グループ

人権啓発・相談センターが把握している令和2(2020)年度の差別事象は76件で、その内訳は、同和問題をめぐる事象は25件、民族に関しては36件、障がい者に関しては2件、職業に関しては1件、女性に関しては4件、その他8件となっています。

同和問題に関する差別事象25件の内訳は、落書きが8件、電話が2件、投書が10件、発言が2件、その他が3件となっています。

このような事象は、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識が顕在化したものであり、そういった状況を把握・分析し今後の課題を検討することが、啓発を推進するうえで非常に重要であると認識しています。

教育委員会が把握している各学校園における令和2(2020)年度の同和問題に関する差別事象は、0件です。学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

2-(4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓発・相談センター

本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しております。

本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識(人権の視点! 100!)、道しるべ(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)とし、この4つの柱立てにより具体的な取組みを推進しています。

「人権の視点! 100!」については、全所属(府市共同設置の局のうち、府が幹事団体となっているものを除く。)において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、PDCAサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点! 100! 実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗がどのようになっているかを市民に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめたものを、毎年度改訂し、公表しており、令和3(2021)年度版についても現在改定作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として開設した大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設することにより、近々の課題であるコロナ差別を含む人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。

今後とも「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開していきます。

2-(5) 部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が昨年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いませんか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮しなければならない。

次の3点について明らかにされたい。

① 同和問題解決のため、大阪市及び大阪市教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。また、充実に努められたい。

市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育グループ

同和問題(部落差別)の解決は国民的課題であり、その解決に向けて市民が正しく理解するための啓発事業は重要なものであると認識しています。

人権啓発・相談センターにおきましては、人権啓発推進員に対する同和問題(部落差別)研修を実施するとともに、企業啓発においても、同和問題(部落差別)研修を実施しています。

また、人権情報誌 KOKORO ねっとにおいて啓発記事を掲載するとともに、同和問題(部落差別)に関する啓発用教材を購入し、広く市民・企業等に貸し出しや配布を行うなど多様な方法で啓発に努めています。

教育委員会では、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30(2018)年度に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。

本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。

さらに、個別的な人権課題の一つひとつについて、学年別に取り上げる内容を集約するなど、その実施状況について、より具体的に把握できるよう、形式を変更しております。引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組の推進に努めてまいります。

また、平成30(2018)年度には、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるよう、「学力の基礎としての人権教育 個別課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を作成しました。この資料については、すべての教職員が個々の端末で閲覧・活用できるように、大阪市教育センターの「waku×2.com-bee ポータルサイト」へ掲載しています。

教育委員会としましては、今後も引き続き、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」に基づき、各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」をその実態に応じた具体的な実践としてすすめられるよう支援するとともに、年度末には各学校園の取組の評価を集約し、まとめてまいります。そして、発行しました実践例の活用をさらに進め、より一層の人権教育の推進に努めてまいります。

2-(5) ②職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 教育センター 教育振興担当

本市では、平成 21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においては、職員を人権行政の担い手として育成することが重要であるとしております。そのため、大阪市人権行政推進本部のもと、管理者層を対象に、同和問題(部落差別)を必修とし、さまざまな人権課題をテーマとした人権研修を選択受講できる形とし、さらに全職員には、e ラーニングにより同和問題(部落差別)に関わる人権問題についての研修を毎年受講するようにしております。

また、教職員が人権に関する知識を身につけ、人権感覚を醸成していくために、すべての教職員に向けて、人権教育に関する研修を実施しています。それらの研修においては、平成 28(2016)年 12 月に公布・施行された「部落差別解消の推進に関する法律」を含めた様々な法律をふまえ、企画、運営に努めております。

今年度から、管理職を含めた全教員対象の人権教育必修研修をオンデマンドにより実施し、様々な人権課題について理解を深められるようにしております。この必修研修では校園内研修の手引きも示して、教職員間で学びを深めることができるようにしております。

新任教員研修(1年目)では、「人権教育の推進」「人権意識・人権感覚」をテーマに、人権教育を行う上で大切にすることや、多様な子どもたちを理解するための様々な人権問題についての知識を習得することをねらいと実施しています。その中で、様々な社会的属性に基づいてうまれる差別の構造を知り、子どもたちの背景のちがいを意識して多面的・多角的に子どもを理解していく大切さについて学ぶようにしています。

新任教員研修(2年目)では、当事者の発言や市民意識調査等から同和問題(部落差別)を論証するものとして、部落差別の解消に向けた教育を進めるための「全地域共通資料」を作成し、教職員地域研修推進委員会事務局の指導教諭による資料解説動画も加えて、受講者全員が理解を深められるようにしました。また、各地域における人権課題に応じて、様々な人権課題(日本語指導が必要な子どもの支援、公害問題、沖縄、野宿生活者、在日外国人)の資料を、地域ごとに閲読できるようにし、人権教育の推進について知識を習得し、教員としての豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の理念に基づいた教育活動につながるようにしております。

教職員地域研修では、複数の区を合同にして、全区を対象とした8回の人権教育講演会(動画配信)を開催しました。内容は、「同和教育」「平和教育」「多文化共生教育」「LGBT」「発達障がい」など、様々な人権課題の理解についての認識を深めることができるよう努めております。各区の人権教育主催者研修では、中学校区ごとに児童生徒の現状の交流等をしており、今年度のチャレンジテスト国語の問題についても人権教育主催者より問題提起がなされ、参加者で課題共有を図る場としました。

今後とも、人権問題について、正しい理解と認識を持ち、人権尊重を基礎として業務を遂行するよう、職員研修の一層の推進・充実を図ってまいります。

2-(5) ③令和2年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

市民局 人権啓発・相談センター
人権教育・啓発については、平成 21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。

人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解決を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。

加えて、相談事案の早期救済につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しているところです。

令和 2(2020)年度の課題別相談実績としては、2,948 件の相談があり、相談内容として、障がいのある人、生活や労働に関係する相談が多くなっています。

区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。

区における令和 2(2020)年度の人権相談実績は 45 件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、配偶者からのハラスメント等に関するもの、近隣トラブル等、様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な課題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

本市といたしましても、相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携強化、多様化する人権問題にも対応していくため、各区相談担当者への人権問題研修やケーススタディの実践を通じて職員のスキルアップを図っています。

2-(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓発・相談センター
えせ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。それは多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、えせ同和行為の実態把握に努めるとともに、「えせ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。

本市においても、企業に対して、えせ同和行為の排除に関する啓発用視聴覚教材を提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「えせ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。

今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、えせ同和行為の排除に向けた啓発に努めてまいります。

2-(7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
大阪市人権施策推進審議会の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市ではこの答申をふまえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、今後とも全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき国が実施し、令和 2(2020)年6月に 公表された「部落差別の実態に係る調査」の結果報告で示された「今後の施策の在り方」を踏まえ、引き続き、教育・啓発や相談などに粘り強く適切に対応してまいりたいと考えております。今後とも、「大阪市同和問題に関する有識者会議」の意見をお聴きし、その内容について「大阪市人権施策推進審議会」に報告するなど、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

2-(8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
令和 4(2022)年度予算編成においては、厳しい財政状況のなか、多様化する市民ニーズに速やかに応え、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き補てん財源に依存することなく収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組みを進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。

また、自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成することとしています。

2-(9) 待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。

子ども青少年局 保育施策部 保育企画課／保育・幼児教育センター
待機児童問題に際しましては、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定こども園、地域型保育事業所などの施設整備に加え、保育士宿舎借り上げ支援事業、新規採用保育士特別給付に対する補助事業などの保育人材確保対策事業等の整備によらない対応により、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所確保を計

画的に進めております。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や生きる力の基礎を培う重要な時期であることから、大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等)の教職員を対象とした研修会・研究会を企画・実施するとともに、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、保幼小連携・接続事業の推進、幼児教育・保育に関する調査・研究等に取り組み、本市における幼児教育・保育の質の向上を図っています。

2-(10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 市民局 人権啓発・相談センター
本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取り組みを進めています。

市内4か所の「しごと情報ひろば」では、キャリアカウンセラーによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取り組みを進めています。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取り組みを進めてまいります。一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職にあたっては、いかなる差別も許されるものではなく、すべての人びとの職業選択の自由を確保するとともに、就職の機会均等を保障し、基本的人権を尊重した公正な採用選考の実現が不可欠です。

本市では、大阪府内において毎年6月に取り組まれている「就職差別撤廃月間」において、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取り組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別の撤廃を訴えています。

また、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。

2-(11) 新型コロナウイルス感染症拡大における影響の長期化が予想されるなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため組織・体制はどのように考慮されているか明らかにされたい。

経済戦略局 企画総務部 総務課
組織体制については、これまで柔軟な組織体制の構築や適正な人員配置に努めているところです。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援にかかる組織体制については、可及的速やかに構築するとともに、適宜、職員の増員を行うなど安定的な組織体制を整備してきたところです。

今後も更なる行政課題に対応できるよう、迅速かつ安定的な組織体制の構築に努めてまいります。

2-(12) 新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を協力的に推進されたい。また、行動制限の緩和から、「ワクチン接種証明」が検討されているが、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。

健康局 保健所 感染症対策課
本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について、「シラズリボンプロジェクト」の趣旨に賛同し、差別や偏見を許さない意思表示として、リボンの作成・着用、職場での掲示など全庁的な取り組みを進めております。

また、新型コロナワクチン接種は、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的にしていますが、接種は強制ではなく、副反応などの情報も確認いただき、ご納得のうえで、接種を受けていただいております。

医学的な事由等により、接種を受けられない方もおられることから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、差別的な行為を行うことはあってはなりません。

新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した不当な差別・偏見が生じないよう、本市では、ホームページでの情報発信や市長による啓発メッセージの配信、ビラの配布といった啓発活動に加え、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題に対応する相談窓口のご案内も行っております。

今後とも、不当な差別・偏見が生じないよう十分に留意しつつ感染拡大防止に向けて取り組んでまいります。

2-(13) 市民意識の変化、動向を把握することにより、人権尊重の社会づくりに向けた大阪市の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みのための基礎資料を得るため、5年ぶりに「人権問題に関する市民意識調査」を実施されたが、市民の意識の変化をどのようにデータ化し、施策に反映していくのか明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
大阪市では、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、「人権が尊重されるまち」になったと市民が実感できる、住んでよかったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、市民との協働のもと、さまざまな人権課題の解決に向けて施策を推進しています。

こうした中、施策をより効果的に進めるためにも、市民の人権に関する意識の変化や動向を把握することが必要であるため、この間、5年おきに「人権問題に関する市民意識調査」を実施しています。

今回の調査は、令和 2(2020)年 12 月から令和 3(2021)年1月にかけて、市内に居住されている満 18 歳以上の市民 2,000 人を対象として、さまざまな人権問題に対する考え方や意識、大阪市の取組みに関する考えなどについて調査をさせていただき、集計結果を本市のホームページで公開しています。

現在、人権問題の専門家に調査データの詳細分析を依頼しているところであり、分析終了後はその結果を市ホームページで公表するとともに、施策にどう反映させるかを検討し、今後の人権行政の推進に生かしてまいります。

2-(14) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のために介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充 実等についても対処されたい。

福祉局 生活福祉部 地域福祉課／高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ／高齢者施策部 高齢施設課
本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設(北区と中央区には各2施設)老人福祉センターを設置しております。

老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。「孤立死」等防止の関連では、地域における見守りのネットワークを強化するために平成 27(2015)年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室では、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、孤立死につながるような異変を察知した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。

本市では、3年毎に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現第8期計画[(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)においては、特別養護老人ホームの整備目標について、令和 5(2023)年度目標の定員数を14,800人に設定しております。令和 3(2021)年12月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは164施設14,275人分が開設されております。

特別養護老人ホームの整備にあたっては、今後とも引き続き必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、要介護高齢者数の伸びや利用者のニーズ等を勘案し、必要となる整備目標を定め、計画的な整備に努めてまいります。